

日本共産党を代表して議案第49号亀山市農林水産事業分担金条例の一部改正について反対の立場で討論します。

この議案は、台風その他の災害による倒木被害によりライフラインを寸断するおそれのある樹木を事前に伐採することで防災対策及び減災対策を進め、市民の安全で安心な暮らしを守るため、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から分担金を徴収するための改正です。

こうした防災対策を進めることは必要であり、その点では異論はありません。問題はこの事業の実施主体がどうなるのか、またこの事業の財源をどこに求めるのかです。

市の説明のよれば、市が実施主体となり財源は半分をライフライン事業者である中部電力が負担し、残りの4分の1を県が「みえ森と緑の県民税」で負担し、残りの4分の1を県から亀山市に交付された「みえ森と緑の県民税市町交付金」で負担することになっています。

つまり、半分は県民個人一人当たり年間千円を納める「県民税」という公費で負担するということです。

ライフライン事業者である中部電力は、地域の独占企業であり、ライフラインを守る大きな責任があります。今回、伐採の事業費として150万円が計上されていますが、半分以上を公費で負担しなければ事業ができないとい

うような脆弱な企業ではありません。

反対する理由の一つは、ライフライン事業者である中部電力にはライフラインを守る大きな責任があり、財政的にも力がある企業であるのに、全額負担を求めず、大事に使うべき「みえ森と緑の県民税」を使うことです。

次にこの財源となる「みえ森と緑の県民税」ですが、三重県のHPでは次のように書かれています。「森林には、きれいな水を貯える機能や地球温暖化の防止、県土の保全、癒しや健康増進など、私たちが健康で快適な生活を送るために欠かすことのできない大切な働きがあります。

しかし、山村地域の過疎化や林業の不振などにより手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられます。

そこで県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、「みえ森と緑の県民税」を平成26年4月1日から導入しました。」

つまり、この県民税を活用して荒廃が進む森林を守り、自然災害のリスクを減らし、森林を支えようとするものであり、この趣旨に賛同に県民は県民税を負担しているのであり、樹木を事前伐採するために使うものではないはずです。

反対する理由の二つ目は、市内には事前伐採が必要な場所が多くあり、今後こうした県民税の使い方をすれ

ば、森林を守り育てるという県民税本来の事業にあてる分が少なくなり、県民税を創設した目的に反するからです。

この事前伐採の事業について6月議会で一般質問で問われた伊賀市長は次のように述べています。「これはあくまでも電気事業者の責任においてまづなされるべきことであって、森とみどりの県民税を使うから市町も1/4の費用を負担してやれというのは」問題があるとし、この事業を実施しないと答弁しています。

また伊賀市産業振興部長は、「この協定を結びますと、県道についても市が土地の交渉もして、それとあのお金も払う、このような作業も増えてまいります。」と業務の増加と財政負担という点であまりメリットがないと答弁しています。

これが自治体が取るべき本来の姿ではないでしょうか。以上の理由によりこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め討論といたします。